

## (11) 聖学院大学人文学部 教職課程履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、聖学院大学学則（以下、学則という。）第35条の2第3項の規定に基づき、聖学院大学人文学部の各学科における教職課程の履修等に関して、必要な事項を定める。

(教育職員免許状取得に必要な単位数等)

第2条 教育職員免許状の取得に履修が必要な必修科目、選択必修科目及び選択科目並びにその単位数及び配当年次は、別表Ⅰ～Ⅸに定めるとおりとし、そのうち個別に適用される別表の種類は、所属学科及び取得できる免許状の種類に応じ、下表のとおりとする。

学科	取得できる免許状の種類	適用する別表
欧米文化学科	中学校教諭1種免許状（英語） 高等学校教諭1種免許状（英語）	I、II、IV、IX
日本文化学科	中学校教諭1種免許状（国語） 高等学校教諭1種免許状（国語）	I、III、IV、IX
子ども教育学科	幼稚園教諭1種免許状	I、V、VII、IX
	小学校教諭1種免許状	I、VI、VII、IX
	特別支援学校教諭1種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	I、VII 及び基礎免許となる学校種の免許状に 相当する上記別表

2 別表Ⅱ～Ⅸにおける各授業科目の配当年次についての定めにかかわらず、転学部、転学科、編入学、休学又は再入学その他の事情を有する者への各授業科目の配当年次については、履修順の適正性及び本人の利益に配慮しつつ、所属学部教授会の議を経て、学部長が定める。

(改廃手続)

第3条 この細則の改廃は、大学教授会の議を経て、学長が決定する。

2 この細則を改廃したときは、理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2024年4月1日から施行する。